續日本後紀

自紀八至十二

第

僧5
572
2上

門 1音5
弼 ナ72
巻 2上

隣女晤言二

洛東隠士 慈延著

○ちとらひ 白酒黒酒

俊頼口傳に伊勢神の御まくに酒のことをちとらひすることまことにいつの今按にいせかまことを大新嘗の豊明ともちとらひと稱せるなるべし天平神護元年大嘗會の詔曰今日オ大新嘗乃猶良比能豊明聞行日仁在と云又春日社も直會殿(ナヲラヒ)といふ訪あり二季の祭に此所にて勅使へ勸盃の事ありこれ共大嘗會の白黒の酒い造酒寮をもちひ昔い悠紀須伎

の出り給ひしとみゆ同し附詔日由紀須伎二國乃獻礼留
黒紀白紀能御酒乎赤冊乃保仁多志倍恵良伎云云延喜造
酒司條云其践祚大嘗會遣酒部二人於二國云云

○佛名の野臥

拾遺集 健宇法師佛名の所外にまかり出
て侍りけるに いひつかはす 源経房朝臣

ふるゝ世をなほもかなしとおもふかな
ゆめとなりぬる身をなげきつゝ

返し 健宇法師

ふるゝ世をなほもかなしとおもふかな
ゆめとなりぬる身をなげきつゝ

下初丁

世はいとうたていとうしき住こゝ侍をとゝ侍といふ
世のすゝるれもゆ世はとゝ侍い佛名をかきる泊るくし
こゝ兼和五年に比良山の浄安大徳を禁中に請しも
ら見て佛名舎れたるそれ一日だにもきる
に内世の芝刀上にふゆる侍ありけるとりてとたつる
に佛名行りる(きよう)らけのりて驚ゆ給んて
てゆの寄るれ侍かしこの芝のとるるりとうて手数
やりて此侍をやくるくるきりこれ野外に出たる
手のもとえけて歴代編年集成に見えたり
○髮のたち

[illegible]

律守國基

[illegible]

季吟の物よりいつはりてらるるもの[illegible]

[illegible]

又[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

若葉下

[illegible]

○禍い口より

内外傳云ふ[illegible]

出々孔子家語云ふ是何傷禍之門也内傳云ふ報恩

経云人世間禍従口生乃至是故一切衆生禍従口

生口舌者鑿身之斧也 出釈氏要覧 洮汰云ふ 芭蕉

のタヨ

[illegible]

これ後漢崔瑗無道人之短無説己之長といふ語を
なぞらへて

○渡宋天神

長明四季物語流布の本に
かの衣たりてきたの神とは神まさりて梅をも志れ
公をまさへのためかゝらいなれ斗くをとも神やまされん
仁治二とし仏聖廟御夢のよしのをつげあける人の夢は
聖一國師宋より帰朝の時は筑前の博多にて菅神
梅花を袖にして国師にまみえてうたひて呈しあたへける
うりそれより弟二句こそてきこゆるものといへり本縁る

菅相公傳衣記といふものあり曰仁治二年之夏聖一國
師圓尓辭徑山佛鑑禪師而皈再著筑前博多其年
十二月十八日昧爽菅神拈梅花一枝於袖裡来見
國師而求法衣乃呈和歌曰唐衣登米底幾多野能
神曾土波袖仁持多留梅仁底毛志礼國師聞云若
信麼則宜往宋參我師佛鑑神領其意其夜直入徑
山室手擎梅花謂曰我是日本菅神承爾師教来礼
和尚願示法要鑑授一偈曰天下梅花主技棄文字
祖。若問正法眼雲門答曰普。幷付以法衣盋應神需
也神拜受而皈再見國師云我蒙師指示親得徑山

衣偈乃指腋下衣袋寫證更呈偈曰手裏梅花腋下
囊不離安樂到南方經山衣法親傳授何用時々仰
彼蒼既而佛鑑命常牧溪畫室中所見神人像下畧
腋下ニつけさせ給ひ袋ハ安樂の袋より見示給ふ
此外林和靖の係りハいけ袋といふる物とも
なるべし又東陽の盍替録云渡唐之事其事虚談固
不待辨也と儒者の徒傳衣記ハ[illegible]
半さも行へし長明の四季物語流布の本ハ[illegible]
きこの[illegible]別と[illegible]
に出[illegible]

○をきくち
鈔裏いつけりをきくちもいつ圓融院扇合乃
詞書ハをきくちしるしるし沉の笛といひ又ちるもの
きくちしるしるしるる花や

○催馬樂菊城の子
催馬樂の菊城ハ光仁帝潛龍の比童謡よりなる
けるなり外井似兩の家家傳よりなるさりなるハ[illegible]
きくちや續日本紀ハ櫻井似櫻井とかるるハ
續紀抜本のあやまりなる昌由流也を昌田波也と
吾家良曾似五家良曾とかるもこれあやまりなる又

倭名類聚抄にはしらまゆみしらまゆみとかなを倭紀にハ白
壁之豆久也好壁之豆久也と有り白壁爲天皇之諱とて壁の字をかま
とも讀へきや天皇ハ白かべの王子といゝしゆかし又延暦四年詔改
姓白髪部爲真髪部山部爲山者避光仁并當今御諱也

○よゝむ

古今集四季部の紀女郎によむくひよりきことに
ことしにも老いてはよむともわかれハ忘しこといはもとも
けふむなとものいひ諸説分明ならす季吟云よとといへ
ところ契沖云老たる人ハ歯のぬけたれハ舌の出てみへ
たれハよむといへるやうのあへにとなくといへハけ

くりかけるこの頃にはよらむも同し頃ありとうしこ
れハ源氏夕顔巻にもよらむと有るか河海に注あり
ありと注せしまたなるよりそのこれらの説あけるをす
句論六帖并に
君によりよゝしくしらしと待とのきそらくよしく
といへる并にはかなくやしきをまし源氏横笛の巻には
つくもらととくしぬるしのくちと行ぬ細かにかるとも泣けれ
薫の君の二歳ハかりのおさな顔をとりてかくのかほを
いとしく律頤のるなるをいとうらいはよしとをもよ
きよけるはかなく頭つきなるしへよりも伊蕷のつ

つゐらえされハ一方歯の舌も歯前て舌出るやうに
なれハをのつゐる口より出てしよろるもおるあり其れと
らむといへる見ゆる難無し

青赤白橡

袍のいろきぬの袖に青きわかき出しつるをみなあるいろ
知ひの中花色錦帳に白橡に二の文あり青いろ文
赤いおかいつるりてもよつるをみいつるき之汁色を傷る
色いと所様ねてまうりと云しいかきつもつるをみの名称
様まうに少くおるうもうへなれと一禅も公様ね年に傳
られたるいちく紋まわしもち白つるをみいなてたまめり

中へといふハたくましきくらつかの吹上のきうも何とよう
つるをみのかうきぬ後のそりも後のかいわりこしうちの
人十人柁るしある文にそかにまうの徳の色郷りこし光も
みるしある文と何るハあきらつるをみに同しといへりえ

○ねりこし

人をわかきうく何のねりこといふハ太刀人といふにまうくなる
し御ある 經律主神を又ハ齋主神ともいふを神代紀下
是時斎主神号斎之大人此神今在乎東國檝取之地
也といひ又丹波道宇志王を道主王ともいへるし志所
へしさていねりこの云ふもさいかり後世の細うもあうねを

今は古学者は何にもあれ大人とのことゝもてはやしといへは
わろしくいふことにてかくいはるゝ事
○われゆゑに　はまゆ
保安二年九月関白内大臣家歌合
山月　右　師俊
わたつみのちるなしれたる尾上のそらにさやけき月影
基俊判云右歌はさしたることなきにはあらすかつらのひろし
方人申云くものゝ多く判者云さらは證歌あるへし方人
申云万葉集の歌なり判云尚其歌方人不陳仍左勝
同歌合恋十一番　師俊

秋ともなき池の水にうかけるわかゆふされや我ゆへこと
同判云右歌何事ゆふされやとあるは何事そやとし
奥書云あまゆふまやとは何まゆふといふことはすたれたるを
しをともされきん人はあけにせんとそこそ歌のわしかる
たゝせたまふめりしるはさしなみとは哥の名なりさる
證かあらねとそよらん川考はこそまくり以上はさしなるを
を考といふすは法師奥儀抄に或異名の中にも見れと
は歌合よりは後のおほくれは證もなかりしを奇撰式よ
若詠倭時はさしるところとおもふをわかしおもすれくらを
方人の万葉集の歌としいつるる歯座のかれ祥之

その法いかきふをとくるなかりしまゝ何事をかんじ
きゆとゝくいかゝ考ふるといひておをそ〳〵ひらとゝゆ
あはるまゆとゝくゆいかゝ行ゆおりや由緒ゆるゆるく
乳いれかゝ考〳〵かんかへし

○婦

和名抄云爾雅云子之妻為婦和名與女又云嫂婦尓雅云女子謂兄之妻為嫂弟之妻為婦和名與女父母之呼子妻已同上見原氏日本釈名よめいくゝも名なゝ
ゝ〳〵わゝ〳〵ちゝ〳〵ゆゆ〳〵をたをゝめの云ゝゝ
ゆゝたをゝわゝい和名抄ゝ別ゝ婦人をゆゝて云日本紀

云手弱女人和名太乎夜女とゝいゝりゝ考ゝたゝし訓ゝいあゝ
ゝ〳〵す延喜式大殿祭祝詞ゝ夜女乃伊須々伎伊
豆都志伎事無久と行るゝゝれい沢乃殿ゝつゝふるゝ
かき女ゝいふ公ゝわ兄ゝ妻をもゝあゝゝをゝくゝ
ゝいはめの公ゝいゝゝしゝゝし

○まゝ

蓮生生ゝゝゝこゝまゝのゝたゝひをゝゝゝゝゝゝゝゝ
又浮毋ゝゝゝゝまゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
細流ゝ乳母の名ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
抄ゝめゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

かるくるさまをいひ侍の中にも少しかきこころわり
又陸奥出羽の方をいひ今の世も乳母を生てまゝと
らふと古語の殘るゆいるゝ多きく雅語るゝねと
もまゝ乐の犯云とをのゝ妻をいとんるもとゝ
いひ〳〵却うて妻を女もと人ゝ對していひし
るゝしこれも陸奥出羽るとの人ゝ皆に人ゝむゝし
〳〵いをのゝ妻なをんをもといひり

○舞拳ゝ鷄頭

本法寺の什物舞拳ゝ筆の鷄頭を似ゝ賞し
て京のゝき越ゝ京なゝ生の花と見ているゝ

を実隆公傳〳〵て丈ゝて三方ゝ方のゝ手れぬといふ不
きこゝゝり云京のゝ越ゝ京をあゝセゝゝるゝと見を
なゝと書云のゝ公ゝゝ世ゝ京のゝ西ゝるゝいやゝり
云京ゝ云ゝ新沢とけすゝとひゝ公ゝゝて全ゝ他事
るゝきゝ生の新沢とゝゝゝ松云のゝゝゝゝ
まゝるゝのゝいをゝゝゝゝ京ゝゝ知ゝ松ゝるゝ月
むの弱をゝゝゝ実ゝゝれゝ一まれゝるゝて彼ゝ此
方ゝゝゝれゝ話ゝ云ゝるゝ月ゝゝゝゝいゝ女
書ゝゝし 延云ゝゝ達ゝる人の詞い一以貫之ゝ
しゝゝゝも通ゝゝ世ゝし此公画をゝゝしゝゝ

こといやまさりしらこれ汪画ものがれよ達しるべし
東坡集ニ晁補之ニ不藏の與可畫竹の詩ニ云
與可畫竹特見竹不見人豈獨不見人嗒然遺其身
其身與竹化無窮出精新莊周世無有誰知此凝神
此詩ト実後ノ何トヨクヒトシ達人の心世をへて
國家爲ヲトヒクモノ多ルヲ見テ此ニ帰スルヤ
莊周ヲトヒクヒ彼外篇田子方の篇ニ宋元君將
畫圖トヒクヒヲ見テ
○不二の所
後成ヒのふしのなりたちを明ス名抄

下十十

所昭袖中抄ニ云ヒ事ヒ万葉ニふしの言根のるるさ
をりこそ所ヒさいのを文字成明ヒ所さしるみ
ヒるや後成ヒの云ひ所ねヒ所ひの字庚の書ニ所
ヒるふしのみヒりヒるをみるやもなし事文
類聚ニ云陝西鳴砂山砂州南其砂或隨人足而墜徑
宿復還於山上ヒ所ヒ不二のふも俗諺ニ云の砂摯
に落ヒいヒ所の中ニ所ヒきへかるるいりこしいる
砂のふも砂の山ヒへかるるもお似り又都良香富
士山記云山腰以下生小松腰以上無復生木白破成
山其攀登者止腰下不得達上以白砂流下ヒ所ヒ

[illegible]

○ 拍手

神を拜[illegible]殿再拜かしいまるといふ吉田家[illegible]入門して伝授[illegible]

神よかぐらを朝廷[illegible]たるひいろ礼とえゆ

日本後紀延暦十八年云春正月丙午朔皇帝御大極殿受朝文武官九品以上蕃客等各陪位減四拜為再拜不拍手以有渤海使也云云ちよまを拍さる

ち渤海の使ありて今り拜礼の人々きりわをいく

ちれいきよい再除して拍手をそえ[illegible]神およか

[illegible]字に似るゝ猪紀をかしてとらへ混してわ

ゆまり未きりやとは[illegible]おい密家に拍掌弾指と

いふすけるより出[illegible]やはもを拍[illegible]顕宗紀の新室宴の歌に手掌摎亮（タナソコモヤラヒニ）

拍上賜（ウチアケタマフ）とうし

○ ちゝの帯

玉の帯いむりもこゝの石のそこひ[illegible]あいそかし

かりくん殊に大半よりちらいつかあ殊源氏なども

こゝ少それむりしい狂[illegible]日本後紀延暦

十八年の勅に珌璒、帶者先聽三位以上著用自今以後五位得同著と云々りかけるこの事々班犀の帶に花多公卿、服者烏犀、帶諒闇には班犀を云々

○萩　榛

万葉に萩の字かけるおいる〳〵て芽子と榛の字とかゝりそれ榛の字かけるい萩よりそれ〳〵のおくゝ〳〵沖七巻宇木方に

白萩のすの榛衣公うも物もそわ君う衣うて物る

とあるは沖後ちもて紫沖ちゝりの木えとゝ云ふ花をたてゝりもゝうに榛の木い俗にそんの木もいしし傑見に

白萩のすの榛衣公うも物もそわ君う衣うて物る紫沖い書のにゝるゝそれ実をもとゝ先さゝそれ方紫に宇木の紅に出せるい萩の古枝を幸〳〵かゝ匹てをけゝ木にるゝ物るりもゝれ公いゝそれさりゝりゝいもゝあゝの事萩のゝ事るみれれゝり安義公に

ハ萩の事ゝ他りてゝる右りゝもいゝ又西公の山中るゝにいみ木ゝ〳〵かゝくゝりゝるもりゝゝりさる有に宇木方にいゝるゝめゝ榛の字をかゝるい借字ゝ天武紀桓武紀るゝにい蓁摺衣ゝかゝり字典にゝる蓁與榛通木、蓁生也ゝ云り蓁の字をもゝりり榛の字をも

倩考るに播摩風土記に云萩原里在中有井故取以名萩原者息長帯日賣命韓國還上之時御船宿於此村一夜之間生萩根高一丈許仍名萩原即闕御井故云針間井云云七里の名を出るもたかせ〻樓ヶ丘といふ〻又神樂の前張よさいとりよ長ゝもゝん百ふくとうつゝふゝ保ていゝつゝさいとりも初萩をといふゝ所の云味もんの出るといふゝすイキシチノ樓通ゝさきをさいとれいとゝ紀をとりといふゝゝとり京といふゝ也いとゝもんの木京ろりといふゝかゝを又万葉に山吹なら振とゝろ所ゝろゝ

おしもんの木小石字和川かゝし榛の字いとゝいふゝ和名抄に唐韻云榛秦之輕音字亦作榛食經和名波之波美榛栗也ゝゝゝゝ栗樫ともいふゝ俗ゝ云よりゝも表くしともいふゝくもんの木ゝ榛の字ゝかゝてゝ字ゝゝゝいとゝゝとりゝ萩を蓁ともゝとりてゝ也ゝ木ゝゝりゝゝゝゝ小榛の字ゝゝ俗ゝ用ゝゝゝゝを幹中ゝ況ゝゝゝゝゝゝゝす

○還迹

きやゝゝゝゝもかゝゝゝゝも唱ふゝつゝ初枕ゝに内ゝりせんゝのゝきゝゝゝゝゝゝれいとゝゝゝゝれゝり

源氏宴曲にいふ〳〵もきやく〳〵とかり細流と
還迹とい日本紀天武紀に云ともとらり法の公とも
ありて面白きをふしうし此詞本い若要通しこゝ
へき汎へ考課令曰凡定官人景迹功過文義解云景
狀也猶言狀迹也文選叙令曰凡應選者皆審狀迹
文義解云考中功過謂之狀也履行善惡謂之迹也文
是ともくし公とも〳〵ふ方ふり若の方ふり用
ゆるうくし砂石集七〳〵女のとの夫乃此とつふる
附一事とさい餘の事い所還迹ゆくへしとい〳〵
令の公ふい叶ひいるを法い常にも此詞を用ひるるし

下西

○和氣清麻呂

王代一覽〳〵清麻呂八幡の神託をかりのまに奏セ
〳〵道鏡怒〳〵清麻呂ゝ名を穢麻呂とつけかへ〳〵
其足の筋をとりて大隅国へ流を路次にて殺セしとて
りけるとも其杉節雷雨甚〳〵てなり〳〵ぬるち
〳〵勅使来て死罪をとゝむ清麻呂足の筋をなれ
て行歩叶はず〳〵ゝ佐八幡へ参詣し名い足の筋
をもとりて行歩本のごとくなりとい伝へ
なりとみゆけをとゝ〳〵たるを本水流とも足〳〵れ
俗説ゝ〳〵し清麻呂老後上洛のうへ〳〵ゝし佐

[illegible]
官出為因幡負外介未之任所尋有詔除名配於大
隅とのこゝろ正本の日本後紀延暦十八年二月清
麻呂薨の下に云道鏡又追將殺清麻呂於道雷雨晦
瞑未即行（逸史作未俄而勅使来僅得免云云）さて
光仁の宝亀元年と勅あり丁亥入京の官位姓名
又曰清麻呂脚痿
不能起立為拜八幡神輿病即路及至豊前国宇佐
郡楮田村有野猪三百許挾路而列徐歩前駈十許

里走入山中見人共異之拜社之日始得起歩神託
宜賜神封綿八萬餘屯即領給宮司以下國中百姓
始駕輿而往後馳馬而還累路見人莫不歎異とかゝり
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
[illegible]

ともし細流にハ主人なしかちたる人のされ方に恨あり
すこし傍輩朋友なとに口惜きことのあるはなとにし何事
もすくふることなきことは此詞の本意によることはれハ俗に法界
まんきなといふやうのことにてふによいつらぬなまそる事
といふ詞は紫式部日記に弁院の中将の君といふ人のことハ
息しなる文かきけるか人の見せれハ見ることいふ所に
云見侍にすゝろに心やましおほやけはらとかよふらね
人のいふやうにかくてこそ出かくら侍らしは得して後
言よしとありけり

○踏歌

正月十五日ハ男踏歌十六日にせらるゝハ女踏歌之公事
根源源氏は海抄等にくハしされとも此頃ハ唐楽
宗正月十六日より事のはしまる女踏歌をせらるまじ此由
なりありそれをとるしつる也へし

○尭孝法印

常光院大僧都尭孝法印下定家つより古今の伝をう
くると夏んしこそつきの年和歌所の開闔に補せらるまし
よりて和歌所の法印と称せり歌ハたまそりていはへる紀
面目といへとも御門よて俗の職をうくることハ本意とか
るまよちあるすされともの先かしるきにあるす釈僧是と

いしし人い入唐留学し舒明天皇八年に帰朝して孝徳
帝の御時國博士となりそうにも梁武帝の時釈
慧超と壽光殿の学士に充て唐太宗乃時智威法師
朝散大夫に任じ[illegible]もありし[illegible]の[illegible]
[illegible]をつむよりしちろに[illegible]慈法和尚い[illegible]密教学
近なりし[illegible]今の世人に[illegible]よりみとのこと[illegible]り基くして
い[illegible]東門跡[illegible]なわれて良運に因ると一つ
にとる人あり[illegible]ふむ[illegible]

○こ悔の本

[illegible]

古今集雑部に読人しらずとおなじく古今に怙に[illegible]こ悔
の御方と出[illegible]り後拾遺に
[illegible]しくいてそ[illegible]ひきまセみま振こそのこの本枝をそそる門
これいこ輪明神の住吉の神にたてまつるセいまし斗張
[illegible]ととそ[illegible]の住くるとちに然[illegible]子同[illegible]倚語抄に一三
句[illegible]しくいきそもそよ[illegible]しし[illegible]て下い後拾遺に同じいろ
しかくさまくについちくそんされと古今と六怙
とを[illegible]とをへしかのそ[illegible]その残りそとみありしそこ
輪とい縁起も後拾遺に口傳にみゆ

○犠通

行り通しの温よ　あまをれ　をかさるる　所まうしいあり
とかしもをへきかいとをたくり　冊四分かくていきこしねすく
後秘抄よかをて出たれをそのなかまりををけなをしされと
夏本の後秘抄に字倶の取まれ〳〵あれい正本をもく
多〳〵をへし　勇〳〵家集よい
かきくもりいかめもをくね大空とありと星をいろへしやを
とありかをてをそをいをしけをはありそをしの本縁
七日にまをれるをのををわきてありをりしをい我をもをわ
とけ神のをめをへとをすをそを〳〵の往昔よいをめれ
世國史いををを世因縁内典をみゆ雑宝藏経第

一云佛言過去久遠有國名棄老彼國有老人者皆遠
驅棄有一大臣其父年老依國法應棄孝順心不忍
掘地作密屋置父孝養爾時天神捉二蛇著王殿上
言若別雄雌汝國得安若不別者汝身及國七日之
後悉當覆滅王聞懐懊惱與群臣參議各稱不能別
即募國界別者加爵賞大臣歸家往問其父父言易
別以細耎物停蛇著上躁嬈者其雄不動者是雌即
如其言果別雄雌中略天神又以一梅檀木方之正
等何者是頭臣問父父答放著水中根沉尾舉中略
王普告天下不聽棄老仰令孝養と此法をもの

玉をぬきはらふまいはせてもされも蛇の雌雄をとらん本のか
おなりしるしまいまるしくれるしまよ糸をぬけるまいは代醉
編云孔子得九曲珠欲穿不得遇二女教以塗脂於線
使蟻通過云云たくしは通の本縁附含ちるいわし
きしくは神のおろまはいとのつくるれかるしまる
うくくし
○能因行脚之覺つ止る
能因はなこしの方らまたの金鶏集いは能因
朔日伊線宇よりうくしはとうり後れ能因はいは
実説とうり因一人のをうりあくる書よかるお遠うるを

いろうん古今著聞は能因よりあり又清慎公の
袋草子いは実玉鈴下の時とうり行をうまとうちむれ
ろ一人の名をたひしくつるるやわん金葉ろ
玉の一乃名とありくく能因袋草子にそこ能因と
かうりはこ伊勢伊よの玉乃一のえうくし伊勢玉と
まくまもおろくく神うるたつまてや馬九光廣ろ
止西の方まくまるるるなちまちやこるるし彼ろの
ろ清乃の乃の紀ようくくくこ考ち
行ろうるやまそよてろこれもこ寓の神の恵と
そほは報賽と法華経を一筆うくく書字くまれ

しとうんは卿春日系上卿の時も

ぬふれみきのこゝろのあらはさてはゆうくるしかるへき

とうみゝゝあやめゝゝ色しらし黄冢集こくいしは秀い

桂垣女の集に

あふれみそれこのちゝ花いらの一まはてはさしてそ手

とはるゝ方をもゝゝゝらもれるもしいをのつゝかうへ歟

よやゝ筑紫の玉府をとそみそのゝとゝゝひくゝゝ桂垣

の集とはゝ

○可愛

なるとゝて可愛（カワイ）とはるゝ歟東山とゝはめこゝとゝ

これ日本紀古事記をとゝめゝとゝゝ但の時なる

中しきゝゝ古語はを鄙と於ゝゝのゝ行り

○寂昭法師 昭の字著聞と照ら侍る

百今著聞と参河守定基公さゝふゝり給る女のとか

うゝ成とゝれい道公源ゝゝりてお家ゝ入庚しゝゝゝう

ゝゝふり叶人い宋の内彼山へ恵心僧都の院をとゝけゝ

源りしる呂門寺の山水ゝ義系とゝてゝゝゝゝゝゝゝゝり

ゝゝゝし委ゝゝい元亨釈書と出りは定基のもとゝ

ゝゝゝゝ末ゝゝ来る後のつゝみ紙と

ゝゝのゝゝゝゝゝ涙のまをゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

とかいつけてとてんとにはきれうをあらりこれもいと
定基のあんそみるるみやりけ定基を拾遺集より大江為基と
いつまうまとるんん又寂照てかきかふて二王の風をうつし唐ふて人々擣ちとかり

○枕中鶏

萬安軍道士蓄一亀如錢一猿猴如蝦蟇一鶏如倒
挂子置枕子鳴則起と〻つるかりけ公成之光俊成
俊成易賞と〻つ頌ふて
笑つも欣你き爰のかりしきい枕のうちのちかりん
とうみ〻つ易れ字の公任もしらくまそされり
○ふ年の五月かさをちまた

拾遺集雑賀

五月五日ちまたかさをちまきをふ歩のこふ入て
そあまきの初日のひとをを公任とし
春宮大夫道綱母
公さ〻你きみきはかるこもいくとのさつきかさをけん
けかさをちまたのす幽斎云糸ちとそまそふ
とうし智顕抄ふ菖蒲の根をきさみてちやくふ
のまれわきなるてまをを入〻指かとをふる
糸に〻まきてけ乃ちのつ〻ん枕よわつさねも
はけちのひちや〻ひのひをもちてかさをとふ

ありしたるを敷状大くるを作流るも
するあるいとを添きを記いよかるこをいとらをれ多伊
勢物語の物よかさりちまを記るくしとつるい絵流る
しさをしけ方いをと順の集よ五月五日菖蒲かつけて
あるかよをまする

進上　源

右葉之菖蒲草

千年五月五日可苅

とはるを弗之夕と高夕の高むとはるかかをりたる
をかりを順の方い風流よをれたるるいを出

きつるをもあるをきすを化おいをいたをを撰者
はるをの集をたつるるあるをへとはるをし計順の方

進上　右葉之以下れる

かをもはり古今芸閑よ協川院の御時五日江
帥菖蒲をたてまをたりをる状よ

進上

水邊菖蒲

千年五月五日　大江為武

をれ状を敬上よりをれて人をよをあと作をれ多作を
注をを記をある人をりを多を師教つをを時簡が將

そさふ〳〵ひくるゝあんしえてよみ侍る

なてまつるかなのはやめまくのさつきいつるたえせん

これも嵐分のに字順集よかりうるそうえされと大江

匡房ゐ仁性と男の名とかくてるさまふそりうるそれる

一時の風流ゐるゝし東宮記よりはは匡房太宰府ゝ

ありて赦せゝまいるゐりゝ匡房ハ名をかくゝ也たる

うとゐふとゝし予さいゐ法月法ハ十の賀ゝ

枝を待るゝ〳〵は風流をゐひあ〳〵

進上

長節竹枝

萬年月

以上　坂宮成

と豎紙よかきてあしうしふきを在ゝたらみうゝ人

なりき

ゐつさするよ弁の枝ゐらそつきとそのかるはのなふ

とよむゝゝれい進上以上の字を具したゝとゝかゝよ

しゝゝゝたををまゐひゝれとそうゝんもるきそ

ゝゐ〳〵ゐおいつる人わりきをとゐるゐゝ

○奔走池を拂底

源氏帚木よりゝしいにゐれもとむゝゝこゆるきのゝそ

きはりくとあるいふなれるよいふ奔走なる由なり書經
に出り武成曰丁未祀于周廟邦甸侯衛駿奔走執豆
籩とあり注侯衛周廟にまるるなるべしまいるる
注り又和語に馳走とも云りつかはる語減じの
書に明王の出たまひてかまりうひるるこひ
をすれいちそくせんと云ばりつれとかくのごとはていしばり
るとありちそくい馳走ゆへしはていい拂底なり俗語ふ
くに古語なり京室町殿に行るはの考に大閤の下知狀に
南町室町殿を考に御免除南下知狀朱印をくとあ右
老等此分く旋者くに云望ア仕て令馳走い思くはくと

行り先い信長公の代秀吉公いまる本下屋吉郎といし
法の下知狀くられも奔走せむるの公えおろれい奔走に
ゆはして人な餐意する事を馳走をいるべ

○蒸栗

朗詠女郎花に原順の白に花色如蒸栗俗呼寫女
郎と行るなり後の考も
むそれのこ生れ大ものとをるべしたら蒔栗乃色に咲らん
おともら先り 此蒸栗の字もいい文選の蒸栗の
字を順の又あやまりくに他をるる魏文帝與鍾
大理書云玉白如截肪黒譬純漆赤擬鷄冠

黄侔蒸栗とありまことに栗の佳なるものをむす
きいと文選のうつくしうつやかなりもしも文選の古
本に蒸栗とかりしかは栗をうつくしむさたとも
変るへし蒸の字なをなるいかにやしく中世後よ
基俊の悦目抄を見れは順の白乃本文に
文帝の書を云きく黄侔蒸栗とのせなり
ちうれいいよしく古のおもむき栗の字を俗をなり
とそしは女郎花漢名敗醤といふ本草綱目か
のせる不蘇恭の説を花黄うりとうへ時珍の
説をもとに白しといつもりおもむきをい俗よ

おとこをしりて霊鬼志曰何文漢人也有
一女子容顔美卒死葬明日見其塚畫成菊
華故名菊花女亦名女郎花とあるを菊の
事を女郎ともいふとそをり

○金葉集

金葉集賀よ

永成法師

君か代を未の松ちるとそをもはしは波の数もあきす
といふ君か代を未とつきまる禁忌の泊るを
此集よ入るもそる沙一の失錯るらし悦目

物きるれそり回しが笑の部よ

皇后宮肥後

いつとなく風ふく立ちの数もなくまねる君さそよられ
数もなくまねたんとそのかいが成はしもなるる
るまくこれも考よい風ふくく塵の立るしふる丸世
の相うり風塵のかきうちれねとやゆる俗歌ある
屋一金魚の笑猪うるまくやいとも松ゆる成
古うりそれ法はるきいう魚の気の物ひうや

○下す

一俗よけとの紛恵るといふけその字ハ下衆と書を字

よるわるいめつしきすく袋菓子雑談と中原範政
申文よ流くまれるそ光
ちきとつむうけきいとにうれけそれいるしかり
とにうり上の白い汲黿の積薪のすけその祖い傍と下衆
とほーうり元うくとやのお法と人を人をもそれそのの
をくく上すめきうくるしと源氏桐つかに松りいを
やんとうくく上す色うくとし紫家集とかをり
ふいそくねつきすなれとうるをめうれくいきる人を
きくく
わをふくや人を人をいをきちうくく身をやふひをつき

らしのことを以て教へしてトすといふるてし此の言ふ
孟子の自暴自棄の語よりかうしくやゆ

○隠家の茂助　かなことのらの助

元禄の時分江戸中の市人に茂助といふ者の
あり名を金馬寺門の凡を考へしらるる時よめる

ちとせ世と世公のつりていみ月くしたのふとりる
山寺天聴に入る歳感あり名ゆる世の人かれら
の茂助とらい名ゆるとたるし法のまわ大和乃
国よいとまつしてゆ名ゆるもの常に方をとるこの
みよとくるんうるときいふあり名ゆ茂の方ふ

かなとも名のそく祇にもられたらゆるのゆく逢坂の関
とるるりかなことのらゆと人ひきるとるん方のうし
あるもるもそかるるもすてもい世をてりても世人のやさ
しにらいやくゆるうしくこそ行をたく後世のた
先にもるるもれる和方のみと紀叔重の金云むる
かくさるる中法よい日法の正廣にりれうくよい仲の
石の淡路ら宋れか賀往らひの伝伝若菜の文
内ウト落乃内はるとれとれたうり

○小大進

古今著聞云多羽法皇の女房に小大進といふ方

くらゐありけるか諸天の佛方より衣ぬきかさねし
せたりけるをわひて小児にたまはりて
甚しおやうき名は何者かかりきといふ人猶よろこひし事を
かしらみしまりけるにうちまち衣ぬきみたることの何れも
まちなり狩着聞よくりつくしけるこの作者俊成卿子にて修理
進業妹と何り小侍従に半お会許と何り此半おいはね
すくたる人に十訓抄にも出たりさて俊成卿子には
ある出やるき名にも何るふかりきといふ人もありし者給
とあり事の梧俊成卿子の事あさしれるやうにおほかゆ
似ぬる評林拾集に此事をのせたる

おそれも神かみうくれ云ひきれし人こそ人のたはいろくとも
とふ事なかりけれは仁倹何闍梨を女なる事と
鳥羽院の女房にてこれを小児に案給しまでに作る
事と実隆公の暗記乃失る記へし

○公のある

古今六帖

公とそこはれをこかる公るれ公乃に何はい公るりけるを
此哥家ろの能総にある句の事をとのせたり大りる事も
公中れしたる事るれはれの義をくはえるすなしされ
公のあるといふ事本文あり正法念經第六等喚受苦

處を領中ゝ云獄卒呵責罪人云心是第一怨此怨
家焉悪此怨能縛人送到閻羅處汝獨地獄焼写悪
業所食妻子兄弟等親族眷属不能救 下略 此公ろ
〳〵世の邪見の業地獄もろし獄卒といふものゝ
ゐるゝすゝをくるいまとくるの苦〳〵地獄にいきむ〳〵
むし〳〵一切のけいこ孔公のうとところへ祝世ゝ化まる
五逆の悪業ゝ公ゝ業〳〵きれいこゝ公みつゝもろ〳〵
の地獄の苦具を感ずるこゝ〳〵死後ゝをねまる地
獄れおあるまろ〳〵はとわり五倫の君子ものゝ〳〵ずゝ
ゝ〳〵周易ゝとの理をうゝわきまへい目はをし又世の

病間のそもゝ〳〵已ゝつまゝ子のかゝ〳〵さふるい人をれ
いやゝしいつゝりセまりるゝ〳〵おをゝゝをいるい祝
ゝをゝゝよねすゝみをゝ〳〵つまゝをゝ〳〵るゝのゝ〳〵をれゝ一
朝そのゝ多〳〵〳〵地獄の苦をゝゝる時祝といふゝもつゝ
ゝ〳〵〳〵ゝもいゝゝゝ祝ふゝ祝はゝゝんゝれ時くゝゐ乃
八ゝゝいかゝゝむゝもゝるゝ水のゝりゝねゝ免し
かゝをゝ〳〵ゝゝ〳〵し

○忘八

東ゝ〳〵校児をのゝゝわんゝゝ〳〵ゝ忘八の字ゝる
〳〵唐山の俗語ゝ忘ゝ於人狡猾のゝれを烏龜忘

八とて又ありあり烏亀い心ばえ交合を忘八
を仁義礼智孝悌忠信の八字なりとるべきて遊女
の家妓館をを忘八鉄とて又けを忘八の声音
どんたべ都下りも奴児を作しもわつたと以同し
く忘八の声音を悟しゆくきるるべし

○不仁の字

万命法師

泡花集

万戸さふわが結えるる営の初春をちやるんやするん
営のさつ芳源源くるい風流れとをのうぬむ和
とい人るもたよおさんとおんてそはとの風雅うるうも法師

乃ちうしい花更ふりしるるす不仁の公うり

野宮左大臣

新千載集

世里よ忘りかるるく世多分の初春ふりるるるる
世者を実法云い不仁の字うりと評しるるり泡花
集の字い不仁のこるるれるるし

拾遺集

をつるるを恨いをそし郭公鳴ゆくかるる人も待るん

後拾遺集

分をつめい入も於忘ましれの母公のわるるれ人も待るん
これるい仁恕の原よかるひるるるや

○花のしら花さかし

くれなゐのうす花桜とのみ詞をやすらかにといひしかれね
詞として定家卿のひしりぬ陰口の
花のうへをみれはさくらのしも朝日に白くるをとてつれに
といふ事をいはめしもたりといへりいもてよろしき詞もある
あしき詞もあるしなとつけたるよろしと基俊の申されし
たるはかやうのてにをはにも此詞を読出したるは康資王
母なるへし　四条宮筑前の君といひし人也

詞花集　　康資王母

くれなゐのうす花さくらにほはすはみなしら雲と見てやすきまし

此歌を判者大納言経信くれなゐの桜は詩よりも似せて
歌よはよみたるすゝんあきとかれはあしらすかの康資
王母のもとにつかはしける　　京極前太政大臣

しら雲は立隔つれとくれなゐのうす花さくら心にそそむ

かへし　　康資王母

しら雲はさもたゝはたてくれなゐの今一しほを君しそめなは

此歌合は匡房卿の

詞花
しら雲と見ゆるにしるしみよしのゝ芳野の山の花さかりかも

はつかにし負となり今現行の高陽院歌合の判には
此難はなくして左歌はめつらしきやうによまれたりとて

哥の心をおもひてやゝとみつれとも近くしてこれはあるは白
に桜なりけりといはれたるなりさらは山なとみえてさとき
ことなとやあるへからむとあり慈延桜なる此哥の心判者
のいふやうしられ有他志の心は彼山ちらしやらしみえける
桜の中にみのかすそみゆるをあはれしらるめてとそみてん
なれはこそ満山の白雲とみえけるも花なりけりと知られし
は餘情の哥とはいふなりて京極の大との心には深く見へける
なりまことに哥合の判は志かるへ紀のかたに基俊頭
駈なとも申されけるを俤しからへし楚国の鳥京なれる
ることしかりし賞せられたる帥大納言すしかるにや

まちありけるかをまいらせし今の人はとや

○西行法師の哥

西法師なる所ふてそのしかみつきしる哥なかきて
出せるふさましの古哥出たる所西行上人は
枕とんかれ是こそ秋の小山田はとくもよりも勝りけり
といふ哥なかき出しゝれは人々かんしあへりといへと此哥
准人の哥まや千載集　よみ人しらす
桜とつゝすをとてこそ秋の小山田は人なきよりも勝りけれ
此哥なるへしもし俊成卿の出して追加しいつまゝやれ
つきうるとも身に志みゝつる哥え

○定家卿秀逸

古人の公卿なかに記ものゝ定家卿の
ひるまの歌ゆへいかなる色もふし枝こそ月の光ゝ
の秀い一代乃秀逸なるゆへけに養和元年に
百首の内にたるしはの
色を未ていひ出ふ歌なる玉簾の末ゝの雲のこゝろせ
の方をいふ歌集に入るなる歌天の原乃方い形容
もこれて自撰の形勅撰にもこめて入ること集
風体にも格ゝ
みゝにいすれてこゆるしけ方けに二十年に時

又

あけい又枕のふるもるぬしかしふく月ゝ
の方い後京極のれまゝ左大ぬうてれこゝる時の月
百首のうちるれい光も定家卿はよわゝきけへけ方
天の原と一双よいふ方るる通義云るといわけ又
の方をこれる極よのゝまゝりこれも形勅撰よ
しめていまり格ゝい美きはよ秀逸いるもれてと
ゝ月をゝりわをい根をれゝこゝ秀逸まゝの業
情ゝゝまるゝやけ月を執する人ゝ逸ゝ
をこるゝこゝす

○かけいの水

山家集

わりなしや沙るかけいの水ゆゑ引すてしまたにさらし

千載集

山里のさゝき宿のすみうもかけひの水乃そこそまつ

二首おなし公重卿の歌とすれてこゆ千載

集のいゝ山里のと出て宿とつゝいきみゝとゝるたるしる

乃かさるりゝるも山たゝねゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

まヤのくる公のゆゝるゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

撰集ゝあをいとゝかるる例ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

○折て柴

新古今ゝ

十月ゝかり水ゝ閉ゝゝ付ゝし法ゝ大僧正慈円のもと

ぬれて付ゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝ岩の方ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

太上天皇

ゝい出るゝゝ柴の夕ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

この御詞ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝ御集ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

日記よりて内冠笠の更衣乃〳〵せるい〳〵法大僧正の
内許〳〵十首の内繋つゝいさもし中よ
何と又ゝてるる神のとよねれてちゝれの杉〳〵ゝ
此所寄るりむせふも時〳〵の所繋い季吟歌よ玄旨い
意旨の内安仁遥悼よ遥さ色〳〵と云宗祇い後
京極〳〵せるいてとゝしゝ又后の内哲傷ゝけ后い通光
の妹兼明門院ゝし各変定の説るし口変りと
ゝり色も家長日記を尺さる人〳〵暗推の説ゝ因し
更衣乃所哲傷ゝて極いさ〳〵る彼日記よ行き〳〵
ゝるりされい口変ゝもれゝ〳〵ゝ

○いなゐ花の巻

中宮大夫家房

同集哀二

あ〳〵ゝいつとふきのゝよに生る所も絶はれたゝいゝゝ
比方歳旬わゝおひゝれゝるゝも所るべき所ゝ所ゝ所ゝと家〳〵
きゝゝいゝ〳〵れかつゝゝし六百寿方合ゝも左方ゝりけれ所
繋しゝり俊成つの判よい巻よまる松のゝ〳〵よいゝゝて
さゝも巻い巻よの〳〵やいあるべきと繋せ〳〵きゝるも系〳〵
れゝし左方の繋もことわゝりゝ〳〵ねゝあ〳〵ねいゝゝ判い
もゝゝゝすゝもゝれすけ方け集よ入〳〵きゝなる事ゝ
きす後多羽俊俊交園ゝ所撰定ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

ありきん

○みきたのさく〳〵

寛政四年壬子の秋七月十三日大風吹〳〵関東い洪水ありたるし其又九月又大風ありて体中ゆりあのゆゑ木なぬき家とゆるきそれよりたれ〳〵ある人もたかり〳〵とろん又九月八日の夜もすがら西風ありて屋の上り瓦をとそ〳〵かりよきそる堂るをたかし斗る他ゆのすいへまるき名所寺も大京寂光院よ寺久〳〵名よむさく〳〵ありて世よみきいのろく〳〵とふへ〳〵世の巡検ゆとも有る木ろ〳〵とけはのたい乃

風〳〵なゆ名れい官へ〳〵きるうしきけりけ寺ら〳〵
ゆよまう〳〵むとゆるつ行〳〵ゆりありてむろ〳〵
るをるそ口ゆ〳〵記ゆれけさく〳〵ゆみきいの樹と名
つ〳〵るす平家お語大京南幸の院よ彼ゆ〳〵ゆ後白河
院の御製ゆ
他ゆのみきいのさく〳〵ゆきて彼の芝こそ豊ろ乃れ
〳〵ゆそりし〳〵ゆ名てるうしい人〳〵れ出るるすふ
る乃千載集よいけ御幸後白河院みこの文と〳〵ゆる時
多羽殿〳〵ゆそりて〳〵るうし泊ゆよゑゆさ〳〵い平家物
語い附會せるゆ又い野し御製を示の系れゆ

應しなれハもんせさせらる事もあるへし今の後有
栖川の中よ土御門新院と申す文の御方の女房兵衛のお
といふすか
書風よ家のさくらのちるまにいと哀をふ彼のむかしれ
け新院ハ白河院の御女りそも香羽殿よりハすこしまへし
筆数るれはをのつからよみ合せかふうそもあるへし
○あらしそかせむ

新勅撰

守覚法親王家五十首歌読侍ける　覚延法師

住吉の松のあらしも冥からりまと里をのてまち乃明かの

躬汁経云彩古今よ宮内卿のあらしそかすむとよま
きらるか彼作者を主とせるハさとらし今按するよ
宮内卿の哥ハ五十首哥まりし時とありて年月も
さされと院の句題五十首の哥よて建仁元年の
中るりけ御室五十首哥合ハ正治二年のことし文内
つといふよおほをとききまへての彼哥は主とせるとハ評
しるんすへて彼新勅撰評注といふものハとうかろる
すのきまてよくゝさきさとのるりなかつく経彼志
て別よ一冊をうつすへし
○平井保昌貞光公時等

保昌ハ源頼光の家臣なるゆへ枕草子雨後とハ
ふるのよ論ゆり又平維章ゟ東海談といふものゟ金
時徳定光季竹ハ[illegible]の雑文ゟて頼光の臣ゟ
ハ頼光の郎下乃役よりて京ゟ田方の地常をハ
ものゟ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]の京ゟ田
方をつゟさゟる雑文と公[illegible]家[illegible]ゟ雑文とハ[illegible]ある
なゟ[illegible]ゟる由ハ[illegible]古今著聞ゟ公時徳定ゟ季武四
天王と記す今昔物語ゟハ頼光の郎等平定道平季
武平公時ゟ四天王の名ハ文字ゟ[illegible]ゟかゟ
ゟ[illegible]ゟ陽明家御日録云 正暦元年庚寅三月の

下三十八

渡辺舎人綱
酒田靱負公時
碓井荒次郎貞光
卜部六郎 季武

源朝臣頼光蒙
勅命近日發行丹州大江山早討朝敵欲令帰洛
而已宣旨執達ハ

源頼光公
平井保昌朝

右因ゟ[illegible]ハ[illegible]ハ退散御用向極ハ[illegible]

不知右衣人立後の礼臣等旅中しる掛軸を通ら依く
賢東免許　かゝのむとゝ所りとりて臣天王
の名称の字もたゝうえ又は文より臣等旅中の王掛るとゝ
るい臣人のまゝるへ名れい形光の臣下るる事わきうなり
又係名い形光の臣より有ゝさるも有れ有れとこの
ちゝ所ゝとゝるる枕元ら海中ゝとく係名い形光より
王上そそいわゝさるゝ所ゝ所ゝ顔重るより似るとる
もり白猿傳といゝ数紙あり説邪正集百十三より
載ゝとゝ所る小説あるもゝ出せり安倫伯ら湖
亭雑筆より文献通考より白猿傳を評せるを引て云

下三十九

余嘗聞酒顛童子事好事者剽竊白猿傳而敷衍之
據劉後村之説則白猿傳本無其事而好事者寫之
酒顛童子亦無其事而假白猿傳以實之此何異於
夢中説夢縱有之不過大江山一巨盜耳若趙王石
虎太子遂則可謂眞酒顛童子者也遂嗜酒殘忍好
妝飾羨姬斬其首洗血置盤上與賓客傳觀之又烹
其肉共食之云云此係伯ら説ら俗説ようていつる
ゝ前太平記并滿仲五代記より記するをとすし

○　ゝゝゝゝ

東西の人頂戴をゝるゝとゝ神代紀云以八坂瓊

之五百箇御統纏（ノイヲツミスヘルヲ）其髻鬘及腕云云髻鬘をみいるゝ
きゝもこつゝもよまセたり万葉にも伊奈太吉介伎（イナタキニキ）
須賣流玉者無二（スメルタマハフタツナシ）と云へる

○風も吹あくぬかゝ紀

古今に人の公を風も吹あくぬとある方なれ兼好法師
徒然草に風も吹あくぬ人の公と頼ゝ奏るゝ
面白し兼好ゝ和かゝ草のきたるすゝとむゝ人のか
ゝるゝすゝりもとゝもさる事へ有るに草庵集に

風をゝ保恋

草のまくらに寄つゝも吹あくぬ人のゝ

とゝにりけ下々と徒然草といへゝさきりゝん多ひよか
もゝゝりとゝいるゝてをのゝゝ多教よるけたゝひたか
きるゝもゝ四の方文記に峯のかゝきのちゝゝ別るゝ
世に生をさゝる程をもるゝ行るゝ

玉葉集　西行法師

山路みるゝかゝきの雪ちゝさに世に生をちゝる程をもるゝ
こゝゝもゝとゝいるゝ月を雪のよあり行をこ
さきなるゝしけかゝきゝ方林拾葉に歎の恵名と何れと
もわきゝて庵を入へし春日の神の庵浦より梅ゝ多
多へ世かゝきゝ小蕊て柳の枝をむちに打行へゝし

公事根源よりいづる也 廉のすけ 和名抄云廉杖 和名加勢都江

○太郎二郎

温大雅創業起居注 牧在津 建秘書 曰大業十三年六月甲申命大郎二郎率衆取之 中畧 軍中以次弟呼太子秦王 太子隋太子建成秦王太宗 為大郎二郎 秋七月壬子以四郎元吉為大原郡主 按世俗呼長子次子為大郎二郎亦此義也 如張昌宗稱六郎李輔國稱五郎 上 之類皆以行第呼之 中 而非長幼之序 又次子亦稱次息

通鑑晉安帝紀劉裕慰諭三秦父老曰今以次息與文武賢才共鎮此境 次息謂武帝第二子陵王義真

二以上 これも湖亭涉筆よりいでたり 也子次子を太郎次郎とよるは世俗のふあにおぼえるとにも

たがひこゆえれいかの汨中なるも用ひし日本紀

皇極紀云吾等由君太郎應當被戮 上 太子傳曰入鹿時人称太郎云 拾芥抄よい有阿朝臣云 嫡子を太郎云 嫡孫を二郎云 拾芥抄よい有阿朝臣云

孫とこそとり

○ちをるくるま

何のもはいすてるあそびもをきをるくるまの爰のくさ世

ちをるくるまの事今世上万書家〻称する紫い投簾のすえと

もゝつたうもさゝうのあれ詩も光陳平と一飛校なゝ
似りて筆月のうつ是ゆ生記を投校よ多ふるいもつこ
ゝりのすゝれいあまゝ弟ゝ投(ナゲル)策の何ありて古
来の説をすつへきよあゝ寸或方合よ妻月易明を
みしゝ所の月てふゝもゝ漕ゝを掉ゝるまゝふゝるゝる市
とゝめゝ分道を伝反判よさかゝるくゝるまとい為識を
さとゝふ故をかゝるこゝなゝしゝくゝるゝ所ゝ為きよつて
流年一擲校ゝと市人の結も似きゝるゝふゝれを舟
の掉ようゝるさんいれかゝきよ事たゝれてゝはゝん

○ 古筆寫蛍

華英集連哥よ

ぬゝ紀条きを〳〵生ゝゝ中ねゝん

所所附句

陸のゝふゝそゝゝみいれさ矣〳〵

柄月堂宣阿ゝ伝よ古筆唐蛍の古句出処未考〳〵

探井え義とつゝるもの弟唐蛍也云云弟

出セゝふ晋寳捜神記を引〳〵田打葦写蛍也云云弟

句の似え葦の筆の字よ似ゝるをあゝまり尺セし

と尺〳〵はゝし紙ゝの句い又弟句のまに井〳〵れゝゝと尺を

きゝりと似ゝり今按ゝふ伝前句の似え葦れ字を筆に

又ちやまりてるとはすすけ古よりの既と古まのきり
すとるるすいの末まりとゝゆ松花ゆと
まつ虫枕も今ゝ虫ちかゝ松ゝかしるる奈よるる紀
まを登虫ハ蛍をいふ古まのるるゝとゝ行り

○頃阿上人忌日

後深心院関白御記應安五年三月十八日の和と云去十三日
頃阿法師他界ゝし歌道數奇者也年来聚見来也不
便〻〻年已八十有餘也已上東野州聞書云新公
三月十三日八十四ゝて遠行くとありちうを宣阿ゝ
まゝの集後解下野州のゆきをゝて長い三月寺〻

下四ノ三

ちうゝ侍ゆのゆきまるゝ初公の人乃おかゝうる物
史人〻ゆきまりをゝて十一ゝとゝ公はるゝゆくゝちうし
とゝ

○ゆるとちゝ芳て

享保のころ御おもし国大伯言基香ゝ即席ゝ
古寺詩とゝゝすなゝあゝ作ゝ出きれい
松風よかゝ乃ゝきをさそひまてゝあゝとゝ出る家て古寺
とゝまりゝなゝ皇作よこれい近来実法の考ゝ
まをみゝゝ四の筆むゝれゝゝゝとゝ出てゝ性るゝ
とゝるゝてゝみゝるゝゝにれゝゆ当世の人乃ゝかゝてゝ

ふなるすれども即座の事なれいまり出てもらむと
思あるすと作るもしらんとれりさき正徹百首ふ

山霞

かすみとも何とちがれる物の色と乃ちよまれを吹
今川汲泥の評に何とちがれてとゝ金ゝ又
これさきよい新撰集　後村上院御製

文芳の春けしきとれむもれ水ありとちがれて行螢りあ
これ方さ紀よい寫家集に
ちがりゆ聖まかれの泊多ゆ人よちがれて写性ふ
ふゝとの〳〵古方よ何ゝちがりゝ方の多ゆ

ちがりよ実法云いまゝ〳〵寫家口とかゝめ〳〵きたる中〳〵よゝゆ
め〳〵実法公いゝ〳〵いさるすちゆ行りんなれも〳〵男教とふ
ら〳〵吟味すべきこ

○ふちまち紀

米をふちまち紀といふい産屋よ行ちゝすりいゝこれ
いゝこゝ〳〵の所ゆ解除そるすちらゝ日向國風土記
云臼杵郡知鉢御天孫降臨時雲霧冥晦不辨物色
天孫乃按稲穂敬之四方忽開晴肉是名日千穂峯
云云垂加翁云是解除散米之縁也

○ゆそそセ

神代紀天孫降臨章云請任意遊之そし遊之を義
多世とらめることを一説に阿曽婆世と訓へしとぬり古事記
云其大御琴阿蘓婆勢とこれ俗に人をかしつきく
何とかいそとといふこのもとを又雄略紀に舎人の字に
野頂儛斯志倭我飯裒枳淤能阿蘓磨斯志斯々能
宇拖枳云阿蘓磨斯志いすふいちかそりしいし
こそこそいきをといのこをもこをかをそいすれを

○雪の吹ぬ

雪玉集に修羅界を
とかるるかをる花をのかるものはかりをうこそ花かをといい

桃華抄といふこのよに云首楞嚴経巻九説四種修羅
已云別有一分下劣修羅生大海心沉水冗口旦遊
虚空暮帰水宿ともしけ紅文の公ともはいを
のかをこのるへきを牧伸本を尋ぬるしといの
をのあやまりまやと思ふいおるへくも侍とと虚空
にかをこのるをかつかのるをいいこのり物の河いいるへきをて
かるをこそいいこのるを花をれこれい彰所智論情世間
品云修羅道中遊戯所棄象名墨雪馬曰峭脛と
ふれるへし

○蛍　白水郎

暾耕録に云廣東采珠之人懸縚于腰入海中良久得
珠撼其縚船上人挈出之名曰鳥蛋戸蛋音但色上又
蛋家舡ともいへ眉公雜字とてつりときけを海捉餘録
云蛋舡四百餘隻成漁其中とてゆこれこゆまを舟ろり
白水郎い和名鈔に白水郎辨色立成に和名阿萬萬葉集
堀川百首ゑとよい泉郎とかりそ通せるてふ
きとも麻呂をちめて磨とせるて白水をちゑ
こ泉こせるりそれよりて銭を白水真人と
せるい淺泉と音のかからるな泉の字をのくて白水
とせるり白水いもと地の名こ代酔編に唐周郡自

蜀買奴曰水精善沉水乃崑崙白水之屬也こ崑
崙いもと崑崙の地より出る人をすふこ俗いふ
くろむぶこ白水も渝州の白水より出る人を
すなをちあるり

○牡丹花老人

徂徠ゑなるこ小桃源老人をまるこ牡丹花とつきた
る一條を桃花坊といふ花りこ
肖柏老人花ゑとの事ちるきやたもの花
をるこ云ふもあれ牡丹をこふ
こまそれく

春さかなれのこゝろやふかみ草
といふ名なるをまがへるよりのことなり

○杜氏 棟梁

酒をつくる人をとうじといふ杜康酒を作るにてを
なりとかや杜(トウジ)氏といふ公なるべしと或人にかたれは
番匠のかしらを棟梁といふ柳子厚の梓人傳に云都
料匠といふ人ありみづから匠具をとらずして諸匠に指
揮して家を建しむ棟札をかくるにたゞし都料
匠造之とかけるもありやうはきこえし都料をとるべく
何やまれるなるべしとこそきよみに難陳あり

○十三夜

九月十三夜は妻宿に何ときまるによりて晴明なるよし
つたへし草ぶかにわれとさかにあはしを多て何ともて寛
平の帝九月十三夜のこよなう晴明なりしを賞せさ
せ給ひて作られしよりたゞと中右記曰保延元年
九月十三夜雲浄月明是(ナリ)寛平法皇今夜明月無双之
由被仰出云々仍我朝以二九月十三夜一為二明月之夜一已上
これをもて濫觴とされ菅家集に九月十三夜を
あまりて名にしおふ代のむかしの秋よりや月もなほ今宵やなん
ちなみに寛平の御時をさだめ宣阿が読解にこれを

ちゝてゆあるゝまる秋をつけもり勅撰ゝ十三代と
出ゝ玉ゝ移を集ゝてゝ免るり

延喜十九年九月十三日御屏風ゝ月ゝのりて

敬愛漫　　みゝ人ちゝす

百敷の大宮ゝやゝ語るを見ることちする秋夜の月
ゝ秀朝恒集ゝ出ゝり

○掃部寮水

沼保ゝるゝしゝ主殿いこのもりゝ掃部ゝ階もりゝ
主水ゝるゝもり掃ゝてゝもゝ成ゝり采女いゝるゝめ
成ゝゝとゝり主殿の清ゝいまゝゝし掃部ゝかゝに

もりゝり古語拾遺ゝ云彦瀲尊誕育之日海濱ゝ立宮于
掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍作箒掃蟹仍掌ゝ
鋪設遂以爲職号曰蟹守已上紫式部日記ゝ記ゝ孫
色もひゝりこのもりかんゝりの女とゝりかゝりをかし
もりゝゝるゝ略ゝてかゝりゝもいゝゝり今いかゝんゝるゝ
主水ゝ付日記のゝゝもゝいとゝもいい飲水ゝゝもゝ主
ゝゝ保ゝる乎の庇ゝる井ゝゝたゝるゝ主ゝゝゝゝゝ次第
に略ゝ来りゝ今いゝんゝゝるゝ保ゝ但徒英雄歌人ゝゝ於
ゝゝ成ゝゝゝゝ書いゝゝふ於ゝあゝるゝゝゝゝあゝ
くれゝゝゝゝ多ゝ評せいゝ紙なついやゝゝし

○鎌足公

平安朝の大織冠鎌足公い浄名居士の後身なるべし
興福寺維摩會の起原なるべし鎌足公病すみやかに
まして万乗の位の尼法明のすゝめにて維摩経の
同疾品を誦せしめたちどころに病癒さるのみしられ
ずして世に大家に伝伝せんとちかひ給ふ後海
公維摩會をいとなむ世にふたすす
病を行るべき法も亡るべし花ふ維摩経をもて
出し法を誦し給ふ病ときなるべきなるべふ
鎌足公も法ゆゑも直世人といへども菩薩上人の

業ふ此耶離城の居士なるりとて尺迦さを行ひ山川練若
ちゝ住するすゑ餘業をもてあめさをうひきるいやゝ
多武峯ろり名彼聖人後ふ住ひるるすい人のう
ちれるすくしたふ元亨釈書をるいし鎌足公
の徳行をとるあしするふかゝ居士の後身なるす
ゝるひるるし大法ふ鎌足公のるとのいふ佛
在世の浄名居士を行ひ仕るまれとなりされる
ちやくも此説ありなるし

○ひとき

世俗ふ家あこひるとする谷ひときとなるい伊賀の

ほこきう浦のすりつのすといふれもきをるるをむし
あこたといつゝほ人殺生禁断の所の所をれくしけれゝきつ
先られ〳〵らう浦の名とうれをとゝこゝをれいれのつゝく
多る津の城下ゝを辰巳の方ゑ六町ゆきて宮をよ古
墳あり土俗これをあこ記の四神といつゝそ世俗ゝついふ
ゝ
伊勢のほあこきう浦ゝ鯛ゝ網いゝひかゝれいゝ行ゝれをする
れいゝ〳〵古今六帖ふ
をきすをほこきの浦ゝ鯛のゝひかゝれ人もりぬ
とある所なれはゝ行くたゝくしれいゝなかゝるゝ

下平

ゝこんゝ〳〵鯛のとゝをきゝるゝ

○ゑつゝみ

道遊院殿紀ゑの紀ゝまゝゝ所ものゑつゝをゝかゝゝ所ゝ方ゝ集ゝ
こゝゝもわゝつゝこんかゝ元さの河水乃外ゝゝし
世平の初ゝとゝ行ゝる毛伯ゝ和平ゝ家ゝ歌ゝゑれかひをふゝ注ゝ新撰六帖の
かゝるさなゑつゝみゝもまゝて志ゝしねをふい神を人をあやめん
とゝつゝ平ゝ家ゝ元ゝゝ行ゝけ平ゝいもと万ゝ葉ふ
久ゝ方ゝのゑもゝゝぬゝゝわまゝつゝみゝ志ゝたゝゝいてけゆゝゝまむ
とゝいゝ平ゝゝゝゝゝゝとゝゆゝもゝに返ゝつゝしゝをゝか一出さる
るゝをゑつゝみとゝいゝとゝをゝゝゝ国ゝ〳〵万ゝ葉ふ家持の平

やふるゝの里と高うまちあるこゝろつゝむと妹とつけりや
とありこれを合せゝるべし但し常につゝむといふ詞も
つゝしむの心なれいるなれおひするをもかよひしてゐるべし
といへるんよとうるの歌こゝしも伯の云とくゝゐるなかひと
とうゐをせるい新撰六帖の示を解えするよ似り

○子日

ひしいるゐの遊正月よさてゐるの行色ハ二月ゐもせ
とゝゆえ補集よ

安和二年二月五日一条の右大臣いまゝち君
白河の院にて祝のひしけしふ

若菜つむゐのれの松のゐ世て後すゑつゝをよ白河の水
回

安和三年二月五日とうの中ぬさ夜の朝臣をの
文のれとゝゐ日ちよつうしけしよ後位し
君の世にかるゐのいうきやとまるき家の松ふとゝゝや
うゐ人ゝかもあるへれと足あるをとるす

○鯉

佐川田寺ふゝ陽明家へ定鯉をまる歌
おらゝいりさをゐ二ち年の角もしたをまるうり
陽明家序返

魚の名乃それよりあ〜てゝ乃ゝるちよ〜こすし牛の角文字
はゝ通〜たるゝ〜ゝ〜れるゆるすそ但〜春六ゝ鯉ゝこ
いの俤名を用ひる侭ゝるりそれとつきて彼
二すし牛の角文字すくふもし少のみすもとそ焉とおいゆる
とつゝ方を平雅章ゝ乃東海淡とつゝゝ小冊子よ或人ゆか
みもしをゆとゝもしと須へろとのゆて字乃とゝきの字え
くるとい辞とまゝすきよとれい云とまりて変宣すとゝ
はゝ流ゝてゝ乃ゝ〜きとそれゝゆゝるとゝ行〜いゝゝいゆゆゝゑれと
呆麦皇子のゝみゆゆ公い為しくれゝゆるのゝゝるて
てそのゝゝおをまゝゝ加ゝゝすそとゝ字ゝもに字ゝて形そ

仕立ゝれい打くの字ゝ様るゝし候名つゝゝいこゝりきゝれ
ゝも幼きゝゝるゝれいそゝ論ゝ乃ゝふゝ〜鯉いこゝゝの候名
ゝて焉よゝかよゝそゝるゝ朝忠集ゝ
ゆゝれゝるゝ水のゝゝもゝゝるゝれいこゝゝゝいゝとのゝゝゝを信ゝん
野河はゝゝ魚名十ゝゝまゝれゝる方
あめゝゝゝゝかゝゝも水ゝゝゝゝちゝちゝふゝふゝくゝゝゝゝゝこゝゝゝゝゝゝん
孫姫式の継裂の方ゝよゝゝゝゝしゝゝゝの候名ゝ
嵐の部宋つきゝるゝゝゝ部ゝゝ切ゝて云きゝを出候ゝゝゝゝゝゝゝゝゝれ
ゝいゝゝれゝゝゝしゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

隣女晤言二終

隣女晤言 後編嗣出

享和二年壬戌初冬發行

吉田四郎右衛門
葛西市良兵衛
林伊兵衛
藤井孫兵衛
木村吉右衛門

皇都書林